

## 田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 おおむね20年後の将来を見据えた田原市の都市計画の基本的な方針・方向性等(以下「基本方針等」という。)に関する事項を検討することを目的として、田原市の都市計画の基本方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 都市計画の基本方針等に関する事項
- (2) 都市計画基礎調査結果を踏まえた評価及び分析に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本方針等を提言する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、第2条に掲げる事項の専門的調査及び内容等の検討を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、第3条第2項に掲げる者の中から委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に座長を置き、座長は学識経験者である者のうちから委員長が指名する。

4 座長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 委員会及び専門部会(以下「委員会等」という。)は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年 7月10日から施行する。